

指定居宅サービス事業者等の指定の取消しについて

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項(第3号、第7号及び第9号に係る部分)及び第115条の45の9(第6号に係る部分)の規定により、指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社和
- (2) 代表者 代表取締役 福井 斗輝(フクイ トキ)
- (3) 所在地 大阪府東大阪市大蓮北一丁目9番18号1階

2 事業所名称、事業の種類、所在地及び指定年月日

- (1) 事業所名称 ケアセンター和
- (2) 事業の種類 訪問介護・訪問型介護予防サービス及び訪問型生活援助サービス
- (3) 所在地 大阪府東大阪市大蓮北一丁目9番18号1階
- (4) 指定年月日 令和4年12月1日 訪問介護
令和4年12月1日 第1号訪問事業(訪問型介護予防サービス)
令和4年12月1日 第1号訪問事業(訪問型生活援助サービス)

3 指定取消し年月日 令和7年9月1日

4 指定取消しの理由

(1) 不正の手段による指定(法第77条第1項第9号)

令和4年11月7日付けの新規指定申請において、実際には当該事業所において勤務する予定のない者の名義を使用し、訪問介護員として記載した「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を本市に提出し、不正の手段により指定を受けた。

(2) 人員基準違反(法第77条第1項第3号)

令和4年12月の新規指定時から令和7年3月の監査着手時までの間、継続して訪問介護員が常勤換算方法で2.5人以上を満たしていなかった。

(3) 虚偽の報告(法第77条第1項第7号)

監査において、勤務実態がないにも関わらず勤務していることを装うために虚偽のサービス提供記録、従業員の出退勤記録、給料支払明細書等を作成し、本市へ報告を行った。

(4) 介護保険法違反(法第115条の45の9第6号)

第1号事業と一体的に運営する指定居宅サービス事業において法違反があった。

5 事業者に対する経済上の措置

不正の手段により指定を受けたため、受領した介護給付費については指定日に遡り、全額を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た加算額を徴収する。

(1) 東大阪市分

返還額(介護給付費)	2, 511, 592円
加算額を含めた返還額	3, 516, 228円

(2) 東大阪市以外分(大阪市)

返還額(介護給付費)	1, 029, 331円
加算額を含めた返還額	1, 441, 063円